

議事日程第1号

令和6年第4回 錦江町議会臨時会議事日程

開会の日時

令和6年11月15日（金）

午前10時 開議

開会の場所

錦江町議会本庁議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 承認第 6号 専決処分した事件の承認について
（令和6年度錦江町一般会計補正予算（第6号））
（ 町 長 提 出 ）

日程第4 議案第47号 令和6年度神川大滝公園法面保護工事請負変更契約の
締結について
（ 同 上 ）

日程第5 議案第48号 令和6年度花瀬でんしろう館屋根外壁改修工事請負契約の
締結について
（ 同 上 ）

閉 会

令和6年 第4回錦江町議会臨時会 会議録

召 集 の 年 月 日 令 和 6 年 11 月 15 日
 召 集 の 場 所 錦 江 町 議 会 議 場

出席議員	1 番	久 保 勇 太	
	2 番	久 本 晃	
	3 番	厚 ケ 瀬 博 文	
	5 番	浪 瀬 亮 祐	
	6 番	染 川 金 治	
	7 番	池 田 行 徳	
	8 番	川 越 裕 子	
	9 番	小 吉 昭 弘	
	1 0 番	水 口 孝 俊	
	1 1 番	中 野 徳 義	
	1 2 番	落 司 道 子	
	1 3 番	笹 原 政 夫	
欠席議員			

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 菖 蒲 洋 二

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	新 田 敏 郎		
副 町 長	有 村 智 明		
教 育 長	鎌 田 広 文		
総 務 課 長	坪 内 裕 二 郎	観 光 交 流 課 長	木 下 勝 幸
介 護 福 祉 課 長	笹 貫 新 一 郎	産 業 建 設 課 長	上 吹 越 寿 次
健 康 保 険 課 長	宮 園 守	政 策 企 画 課 監 病 院 再 整 備 対 策 監	畠 中 成 久
住 民 税 務 課 長	猪 鹿 倉 勝 志	総 務 課 財 政 管 係 長	今 村 学
会 計 課 長	藤 崎 み ず え	総 務 課 総 務 主 査	小 川 弘 晃
建 設 課 長	船 迫 修 一		
産 業 振 興 課 長	池 之 上 和 隆		
住 民 生 活 課 長	川 路 昭 典		

令和 6 年 第 4 回 錦江町議会臨時会会議録

令和 6 年 11 月 15 日（金）午前 10 時 00 分

錦 江 町 議 会 議 場

	（開会・開議）
○笹原議長	皆さん、おはようございます。ただいまから令和 6 年第 4 回錦江町議会臨時会を開会します。 ここで、欠席届につきまして報告いたします。中島未来づくり課長より本会議欠席の届出がありました。報告いたします。 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。
	日程第 1、会議録署名議員の指名
○笹原議長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定により、6 番、染川議員、7 番、池田議員を指名します。
	日程第 2、会期決定の件
○笹原議長	日程第 2、会期決定の件を議題にします。お諮りします。本臨時会の会期は本日の 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日の 1 日間に決定しました。
	日程第 3、承認第 6 号
	日程第 3、承認第 6 号、専決処分した事件の承認について、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	おはようございます。承認第 6 号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。 令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 6 号）につきましては、補正総額は 2,663 万 9,000 円の増額で、累計は 83 億 2,715 万 5,000 円となりました。主な内容につきましては、歳出は、神川大滝公園整備工事費を 1,171 万 7,000 円、並びに衆議院議員選挙に係る職員、時間外手当、選挙システム機器リース料等を 882 万 1,000 円それぞれ増額したものであります。 また、歳入につきましては、神川大滝公園整備事業に係る観光施設整備事業債を 1,640 万円増額するとともに、同整備事業に係る県補助金を 466 万 7,000 円減額したものでございます。ご承認くださいますよう、よろしくお

	願ひ申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入15款県支出金から第21款町債までと、歳出2款総務費から11款災害復旧費まで、第2表地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保議員。
○1番 久保議員	歳入に関してです。元気おこし事業が減額を460万ほどされたということですが、この経緯について教えていただければと思います。 続きまして、歳出でございます。10款教育費でございますが、2つの小学校の火災報知機の修繕ということでございますが、両校とも今年度末で閉校が予定されている学校というふうには伺っておりますが、来年度以降もですね地域の利用とかあったりするかどうかと思うんですが、そういった場合の火災報知器の維持管理はどのようにされるのかお伺いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	元気おこしの減額につきましては観光交流課長から、それから火災報知機の修繕に関わる次年度以降の考え方については、教育課長から説明させます。
○木下 観光交流課長	はい。
○笹原議長	観光交流課長。
○木下 観光交流課長	久保議員の質問にお答えいたします。まず、この減額の件につきましては、元気おこし事業でございまして、内容については神川大滝公園の法面工事の分でございます。 当初、予算のほうを3,159万1,000円、予算組みをしておりました。この予算についてはですね、一昨年、前年の8月に事業計画をしたときの補助金の額でございます。それを県のほうに提出いたしまして、内示が来たのがですね、4月9日でございます。 そしてその内示の後に、こちらのほうから補助金申請をします。補助金申請をした後に、県のほうから補助金の決定がきます。その補助金の決定が来ましたのが、5月13日付けで来ました。そのときに、補助金の額が2,692万4,000円と決まったと。 この減額になった経緯についてですね、県のほうに問合せをいたしました。内容といたしましては、元気おこし事業というのはですね、1市3町、

	南さつま市、錦江町、肝付町、南大隅町のこの4自治体が対象となる事業でございまして、県の総体予算がですね、7,400万あります。その7,400万の総体予算でそれぞれ各市町から事業が上がってきますので、予算の範囲内で配分したということでございます。配分の明確な基準はないということでした。以上で終わります。
○白井 教育課長	はい。
○笹原議長	教育課長。
○白井 教育課長	久保議員のご質問にお答えいたします。次年度以降のこの2小学校の消防施設の管理ですが、次に活用するところが決まるまでは、教育課のほうで管理をする予定でございます。こういった活用になるかそれ次第になるかと思えます。以上でございます。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番久保議員。
○1番 久保議員	まず、歳入に関して元気おこし事業の経緯に関しては承知いたしました。県の上限が7,400万円ということで、ほかの1市3町さんも申請された中でちょっとやむを得なかったのかと思うところです。承知いたしました。 次の歳出の教育費でございます。一旦は教育課のほうで他の閉校した中学校に一度その各地域の教育支援センターという形で、教育課が管理されてると思うんです。一度はそういう形で一度教育課の管理になるというふうなちょっと理解でよろしかったでしょうか。その活用方法が具体的に決まるまでっていうふうになったとき。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。現段階でですね活用方法が明確に示され、協議がまだ整っていないという状況でございます。 前回の大根占地区の4中学校の例に倣えば、一旦学習センターとしてとどめおいて、議論を待つと。議論を調整していくというのが一般的かなというふうには考えております。 ただ一方では、既に大原地区で新たな動きも見られるところでございますので、そういった方々の議論を尊重しつつ、今後、今の段階では教育財産としての管理をしておりますので、教育財産として管理の仕方が1番やりやすいというのはやはり学習センターというのが1番のところかなというふうに思いますので、それが未来永劫そういう形で管理していくということではございませんが、3月31日で用途を廃止し、学校施設としては用途廃止し

	てしまいますので、その分については一旦教育財産として実施する場合はですね、学習センターというのも一つの選択肢であろうかなというふうに考えております。以上です。
○笹原議長	よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。はい、
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬議員。
○5番 浪瀬議員	私もですね、落雷の件についてちょっとお伺いしたいんですが、今回、体育館・校舎に落雷があったということで、消防法では通ってるんでしょうけれども、中にですね大事な子どもたち、先生たちがいらっしゃるわけですが、今回また、感知器を取り付けるというだけでいいのか。その辺は、どういうふうに教育長お考えですか。
○鎌田教育長	はい。
○笹原議長	教育長。
○鎌田教育長	浪瀬議員のご質問にお答えしたいと思います。今回この2校の落雷による故障は、夏場に起こったものでした。それに対して、子どもたちの残る3月までで閉校する2校ではございますけれども、やっぱり子どもたちそして職員の安全、これが最優先でございますので、早急に修繕をしないとイケないということで修繕をした次第ですが、それについては元の状態に戻すという意味合いの修繕でございます。以上でございます。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬議員。
○5番 浪瀬議員	すいません、私がちょっと言い方が悪かったんですが、私が聞きたいのはですね、落雷があったところの火災報知機を直すだけでいいのかと。現在、子どもたちが勉強に励んでる中で、落雷があったときに、中にいる子どもたち、先生たちは大丈夫なのか。避雷針をはめるとかですね、そういう考えはないのかということです。
○鎌田教育長	はい。
○笹原議長	教育長。
○鎌田教育長	分かりました。浪瀬議員のご質問にお答えしたいと思います。今のところですね、避雷針を建てるとか、その他の特別な措置を講じるということは今のところは考えておりません。以上です。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬議員。

○5番 浪瀬議員	ということはその建物内にいれば、その生命かれこれは大丈夫という捉え方でいいということですかね。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	浪瀬議員のご質問にお答えします。一般的にみまして、これまでの学校施設もそうですけれども、避雷針等の特別な施設というのは建てておりません。したがって、今回は落雷により火災報知機が損傷したということで、それを応急復旧をするということが念頭にあります。 今後につきましても、現段階で、建屋に子どもたちがいるのであれば、子どもたちの命、先生方の命というのは守れるというふうな判断をしているところです。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川議員。
○6番 染川議員	神川大滝の法面保護工事の変更がありますが、法面の陥没部分に埋め戻しをするということで倍以上増えてるんですけども、落石防止策としてロックネットを増設することや、埋戻しがあるんですが、法面に埋め戻しをするという工法はどういう工法でやるのか、例えばコンクリートで塗るのか、土を埋め戻してそこにまた芝生みたいなのでも張るのか。大雨でもきたら、また崩れるっていうことが発生すればいけませんので、どういう工法でされるのか、具体的なものを教えていただきたい。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	観光交流課長に答弁させます。
○木下 観光交流課長	はい。
○笹原議長	観光交流課長。
○木下 観光交流課長	染川議員のご質問にお答えします。法面の部分の埋め戻しの工法でよろしいわけですね。まず、この工法につきましては、コンクリートを吹きつけていく。徐々に吹きつけていって、穴を埋めていくという工法であります。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川議員。
○6番 染川議員	はい、了解しました。それであれば、大雨でもまた崩れるという心配はなかりょうかというふうに思っております。

	それから、先ほど来、質問が出ております、落雷による学校のいろんな被害を受けたということで、もちろん建物に対する保険とかっていうのはかけておられると思うんですけども、もちろんそういうのは保険対象になるかと思うんですが、どれくらいの保険がそれで支払われるのか、そしてそれが雑入として組入れられるのか、教えていただきたい。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい。総務課長に答弁させます。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	染川議員の質問にお答えいたします。建物災害共済には町有施設全て入っておりますけれども、今回、被災したところにつきましてですね、全額 100% 保険がおりるということでございます。以上です。
○笹原議長	いいですか。
○7 番 池田議員	はい。
○笹原議長	7 番、池田議員。
○7 番 池田議員	私はこの林道が今、災害復旧がですね、令和 7 年 3 月 31 日までとなっておるところと思うんですが、昨年度、大原校区はとても災害が多くてですね、道路とか田畑の法面が崩れたりとかあったんですが、昨年度のやつも、今年度でその道路関係とか、グループで田んぼなんかに水路を引いてる場所とか、そういうのは行政のほうで主体的にやってくれますが、個人的な、例えば田畑の法面が落ちたとか、そういうときに、例えば大きな本当に何十年に一度っっちゃうような大きな災害のときは、国が激甚で指定されたときには、本当に 0. 何%というような、少ない負担金でできるんですが、昨年みたいな台風で、田んぼなんかが土手が崩れたままのあれが数か所まだこう見受けられております。壱崎方面にもそういうのがあるんですが、こういうのは個人の方が役場に申し出て、その話合いの中で負担ちゅうか、個人負担がどれだけかというようなのをば、3 割という話も聞いたことあるんですが、そういう田んぼなんかにどのような進め方をしていけば、役場としてはやりやすいのか、対応しやすいのかなというのを伺います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	池田議員のご質問にお答えします。基本的に田畑、田んぼそれから農道等水路、いろいろ農業用施設ございますけれども、基本的に公共災害に乘せら

	れるものは公共災害に乗せていくというような考え方です。当然、その際は、私どもの職員のほうで、設計等を組んで実施すると。ただし、現在の補助金要綱でいきますと、40 万円未満につきましては、公共災害に乗っかっていないもんですから、それについてはそのまましておくのは非常に負担が大きいというようなことで、30%13 万円という補助金を準備してございます。そちらのほうで対応していただきたいと。これは農地だけでなくですね、一般の家庭への土砂が崩土があった場合、崩土除去等についてもそういった取扱いをしておりますので、これが本当に現段階で住民の方々にとってですね、ふさわしい制度なのかどうなのかは、これだけ激甚化大規模化している状況から鑑みますと、私どもも、もう少し検討すべきところではあるのかなというふうに思っておりますので、今年度中にですね、建設課を中心にそういった内容をもう少し精査をさせてみたいというふうに考えております。以上です。
○7 番 池田議員	はい。
○笹原議長	7 番、池田議員。
○7 番 池田議員	まだ本当に大原校区とか数か所そういう個人のですね、田んぼの土手が落ちたりして、やっぱり見受けられますので、それと何か広報でもですよ、もしそういう災害、個人的な災害のときには、これぐらいの負担率とか、こういうのもありますので、役場のほうにも申出てくださいというような文章のやっぱり広報でもし何か知らせることができたらと思っております。 もう一つ、この年度を超えてもですよ、去年の台風災害で田んぼの土手が落ちたときにですよ、その1年後にこういうのがあるのが分かって申請しても可能なのか、もうそれは期限が駄目なのか一つだけお示してください。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	池田議員のご質問にお答えします。現段階では、当然現年災、災害は現年災というふうな解釈をしております。といいますのも、そのまま放置されていて、また、雨等で拡大したりとか、いろいろな要因が考えられますので、基本的には広報をしっかりしろということは、今後もしっかりと住民の皆さんには広報していきますが、まずは、そういった土砂除去等があった場合は、私どもの建設課のほう、それから支所でしたら産業建設課のほうにご相談をいただければというふうに思っております。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
○10 番 水口議員	はい。

○笹原議長	10 番、水口議員。
○10 番 水口議員	本日は臨時議会ということで、その内容が補正の審議でございますが、私はもう決算委員会も済みまして、直接は今度の案件じゃないんですが、令和 5 年度の経緯から言いますと、78 億 2,000 万で 76 億の収支。これは収支は、実質収支は、黒字だったんですよ。実質単年度収支っちゃうのは、24 市町村の中でベスト 5 町村ほど錦江町が入ってると。 今日も補正ということで、ある程度、最初の契約ではこんだけでした。議会で 5,000 万、以上、やります。そしたら、またこの今回みたいに、またそれに対するまた上乘せですかね、工事費をまたこうしますと。ですから、予算がこんだけかかりますと。承認をお願いしますということでございますが、それは補正がないということは、町村運営になくなるとは思いませんけれども、最近、この前もありましたけれども、解体とか病院建設とかなったら、大体不落になったりいろんな問題が金額的な問題が出ている、予算的な問題が出てくるようです。ですから、この実質単年度収支については、今回このそういった補正に対しては、影響はどんな影響になっていくのかちょっと聞かしてください。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	水口議員のご質問にお答えします。実質単年度収支等につきましては、財政係長のほうで答弁をさせます。
○今村 財政管財係長	はい。
○笹原議長	財政管財係長。
○今村 財政管財係長	お答えいたします。今、ご質問ありました実質単年度収支でございますけれども、今、資料等持ち合わせておりませんけれども、単年度収支ということで、令和 5 年度の歳入歳出差引きまして実質収支が出てまいります。そして、その実質収支の歳入歳出には、その前の年度の繰越し等も含まれておりますので、そちらの繰越し分というのを差し引いたもので、実際に令和 5 年度中にどれだけの歳入歳出があつて、その単年度で見たときにどれだけの黒字が発生したかというのが、実質単年度収支というものでございます。 これは考え方といいますか、実質収支が本来で言えば、一般会計上の翌年度に繰り越す財源ということで繰越しますけれども、単年度といいますと、今説明しましたとおり、実質的には令和 5 年度の歳入歳出差し引いたものという考え方であります。以上です。
○10 番 水口議員	はい。

○笹原議長	10 番、水口議員。
○10 番 水口議員	公債比率については、よかったら、別にそういうね、考えないんですけど、やはり、単年度収支のときにこういう補正で、補正が影響したのかなと思うんですが、そういうもう令和 5 年度の決算も終わって我々ももう承認した次第でございますが、次年度 6 年度はこうしたのが解体やら重なっていけば、実質的な収支をどういう影響があるのかな。もう影響ないですか、この補正でこうしてやっていけば。
○今村 財政管財係長	はい。
○笹原議長	財政管財係長。
○今村 財政管財係長	今のご質問に対しましては、先ほど質問にあります実質単年度収支で見ますと、例えば令和 5 年度にいきますと、令和 5 年度、4 年度につきましては、基金積立てを、病院再整備対策基金ですね、病院再整備基金のほうへ 2 か年積立てしております。そちらのほうも歳出として出しているものでございますので、そちらについても差引きに入ってくると。 そちらについては、歳出ですけども実質的には基金に積立てしております、影響は出ないとしております。こちらにつきまして、実質単年度でありますので、その年度、前の年の繰越金を差し引いたものの単年度収支だけでございますので、そちらが翌年度に影響をするということはありません。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、承認第 6 号専決処分した事件の承認について、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算第 6 号を採決します。お諮りします。承認第 6 号は承認することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、承認第 6 号専決処分した事件の承認について、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 6 号）は承認することに決定しました。
	日程第 4、議案第 47 号
○笹原議長	日程第 4、議案第 47 号、令和 6 年度神川大滝公園法面保護工事請負変更契約の締結についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)

○新田町長	議案第 47 号、令和 6 年度神川大滝公園法面保護工事請負変更契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、神川大滝公園法面保護工事において、法面の吹きつけ面積及び落石防止のための金網設置面積の拡大に伴い、契約金額を変更したいため、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○6 番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	6 番、浪瀬議員。
○6 番 浪瀬議員	今、町長から説明があったんですが、朝の全協の説明で、杉の木を切ったら何か埋め戻しと、吹き付け面積が増えるというような話だったかと思うんですが、入札を 5,730 万円で、増額が 1,700 万からということですね。 まず、現場を調査されて積算もされたと思うんですが、ないごちこげな金額に変更になったのか、これがもしですよ、最初、入札金額が 7,480 万だったら、入札者が変わった可能性も否定はできないわけですよ。そひこの金額があれば。 それと、7,480 万円で一般競争入札をされたとすれば、1,756 万 7,000 円出さなくてもよかったかもしれないわけですよ。このときの入札をこの金額でされればですね。その辺がちょっと私も納得のいかないところでありまして、それとですね、5,730 万円で入札をして、1,700 万円増額ということになれば、競争入札に参加をされた他の落札ができなかった業者の方ですね、やはり気持ちとか不満とかそういうのは今後出てこないのか。やはり 170 万だったらですね、それはちょっとこんくらいの金額は余裕かと思うでしょうけれども、やっぱり 1,700 万からすれば 1,700 万の仕事をしないところもあるわけですよ。そういう中でこういう金額っちゅうのはですね、もうちょっとしっかりしてもらわないかんじゃないかと町民側としては思うわけですよ。町長の回答をお願いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	浪瀬議員のご質問にお答えします。おっしゃるように全体の請負金額からすると、変更金額が非常に大きすぎるという点につきましてはご指摘のとおりかなというふうに思います。 今回、この事業につきましては、元気おこし事業を活用しつつも、合併特例債を充てて、特例債の法期限ということもございまして、できる限り、これ以上に落石等が拡大しないようにということで、当初進めさせていただい

	たところでございます。ただし工事の進捗の中です、今この部分をそのまま放置すると落石の危険が反映するんじゃないかというようなこともあった関係です、やむを得ず、今回変更契約をさせていただいたところでございます。大きな変更内容の要因等につきましては、観光交流課長から答弁をさせます。
○木下 観光交流課長	はい。
○笹原議長	観光交流課長。
○木下 観光交流課長	工事の変更の内容について説明させていただきます。まず、埋め戻し部分が、20 立法から 59 立方へ変更したわけですが、これについてはですね、陥没した部分が高さ 10m ぐらいのところがございます、当初、測量設計段階ではでこぼこというか、窪んだ部分がいびつで、正確な解析が求められませんでした。その時点ではですね、推測の容積を体積を出したというふうに聞いております。ですので、今回工事に入り、現場に入り、実際の窪み部分の調査をしたところ、今回そういった正確な容積体積が判明したということで、変更をさせていただいたところです。 それとロックネットの部分につきましても、当初予定しておりました部分のところをですね、支障木の伐採、ロックネットを張るためのワイヤーロープを設置するにあたり、支障木の伐採等をした結果、既存の従来あるロックネットと今計画している部分にどうしても隙間があくということで、これについてはもう今回しないと安全面を考えたときに、来年引き延ばしというのももうできないし、県の元気おこし事業を活用させている関係で、年度内に終了を予定しておりますので、その隙間部分も今回増設するということで、補正をしたところでございます。以上です。
○6 番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	6 番、浪瀬議員。
○6 番 浪瀬議員	今、課長からですね、説明は受けたんですが、今、設計の前の調査の段階で推測でとかいう言葉もあって、本来ならばですよ、もう少し調査をされてすべきだったのかなあと。町長。ここを何年かですよ、やはり変更変更という金額が非常に多いわけですよ。田代の場合は減額でしたので、私も何も言いませんでしたけれども、やはりそこはですね、いろんな面から見て、大丈夫かって、あと変更で出費があらせんとか、いろんな面です、気を遣ってもらって、やはり最初の入札額に沿うようなですね、ことをやっていただきたいと思います。いかがですか。
○新田町長	議長。

○笹原議長	新田町長。
○新田町長	浪瀬議員のご質問にお答えします。ご指摘のとおり最近非常に変更が多ございます。現場のほうでもしっかり吟味しながら進めてはいるところではございますけれども、やむを得ない部分もございまして、変更を決裁しているところではございますが、今後の事業の進め方につきましては、限られた財源の中で、どのように効率的に税金を使って活用していくのかというところを、また現場ともしっかりと話し合いながら、今後の事業執行に努めてまいりたいというふうに思います。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 47 号、令和 6 年度神川大滝公園法面保護工事請負変更契約の締結についてを採決します。お諮りします。議案第 47 号は、このとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号、令和 6 年度神川大滝公園法面保護工事請負変更契約の締結については、このとおり可決されました。
	日程第 5、議案第 48 号
	日程第 5、議案第 48 号、令和 6 年度花瀬でんしろう館屋根外壁改修工事請負契約の締結についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 48 号、令和 6 年度花瀬でんしろう館屋根外壁改修工事請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、令和 6 年 10 月 25 日に条件付一般競争入札に付した花瀬でんしろう館屋根外壁改修工事につきまして、請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 48 号、令和 6 年度花瀬でんしろう館屋根外壁改修工事請負契約の締結についてを、採決します。お諮りします。議案第 48 号は、このとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号、令和 6 年度花瀬でんしろう館屋根外壁改修工事請負契約の締結についてはこのとおり可決されました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和 6 年第 4 回錦江町議会臨時会を閉会します。
	散会 10 : 38